

## 【イタリア】食品の原産国表示を義務付ける法律の制定

海外立法情報調査室・萩原 愛一

\* 2011年1月18日、イタリアでは、食品の原産国表示を義務付ける法律が可決、成立した。全国農業経営者連盟(Coldiretti)をはじめ、農業関係の団体は、この法律の成立を歓迎した。しかし、EUは、この法律の成立に難色を示した。

---

### 法律の成立と背景

2011年2月3日の法律第4号「食品のラベル貼付及び品質に関する諸規則」は、全7か条より成る。高品質の食品を保護し、それらの競争力を強化するための規定なども盛り込まれているが、この法律の中で最も重要な条項は、第4条「食品のラベル貼付」である。これは、消費者に対して食品の特質について完全で正確な情報の提供を確保するとともに、食品偽装を予防し抑制するために、食品に、原産国又は輸入先の表示ラベルの貼付を義務付けることを謳っている。より具体的には、非加工食品に関しては、原産国又は輸入先、加工食品に関しては、主要な最終加工の行われた国及び主な原材料の栽培国又は飼育国の表示が求められることになる。また、遺伝子組換え作物が使用されている場合はその旨の表示も必須である。違反者に対しては、1,600～9,500ユーロの罰金が科せられる。これによって、これまで一部の食品（鶏肉、牛肉、生鮮野菜、果実、卵、蜂蜜、生乳、魚、エキストラバージン・オリーブ油等）にのみ義務付けられていた原産国表示が、それ以外の食品も対象として行われることになった。個々の食品の種類についての表示の方法等の詳細は、この法律の施行の日から60日以内に、農業・食料・林業政策大臣がそれぞれ個別の実施命令で定めるものとされている。

原産国表示の義務付けは、第一に安全な食品を口にしたいと望む消費者の要求にこたえるものである。折しも、この法案の審議中に、ドイツにおいて豚が畜舎でダイオキシンに汚染されるという事故が発生したこともあり、食品のトレーサビリティの確保は喫緊の課題となった。それとともに、原産国表示の義務付けは、豊かな農産物に恵まれ、生ハムをはじめ世界的にも有名で特色ある加工食品を数々生産するイタリアにおいては、農業関係団体にとっても、長年の要望であった。生産者たちは、虚偽の「メイド・イン・イタリー」の表示だけでなく、いかにもイタリア産のように見せかける紛らわしい広告やパッケージの氾濫に苛立っていた。食品偽装により、イタリアの農業は、年間あたり20億ユーロの損害を蒙っていると見られる。それだけに、この法律の成立は、有力な農業関係団体から大きな喜びをもって迎えられた。全国農業経営者連盟は、原産国表示の義務付けに関して、イタリアが欧州諸国のなかでの先駆けとして、今後リーダーシップをとることになると大いに湧いた。

## EU によるクレーム

実は、食品の原産国表示を法律で義務付けている国は、我が国のほか、米国、韓国、オーストラリアなどごく少数に限られている。それは、原産国表示が、国による商品の選択を促す恐れ、特に自国産の購買を煽り、輸入を抑制して貿易を阻害する可能性があるため自由貿易の原則に反するとの考え方が根強いためである。欧州においても、EU は、食品の安全性に対する配慮や取組みに積極的であるが、自由貿易の原則を堅持する立場から、加盟国に対して、原産国表示の義務付けは、消費者に誤解を与える可能性のある食品以外は原則として行わせない方針を採ってきた。そのために、今回のイタリアの措置に対して、欧州委員会がどのような判断を下すかということに当初から関心が向けられていた。ジャンカルロ・ガラン農業・食料・林業政策大臣は、法律の成立後すぐに、この法律が消費者保護を目的としたものであり、EU の関連規則を十分尊重したものである、とあらかじめ欧州委員会の批判をかわす狙いの発言を行っている。イタリア国内の世論は、概ね、今回の法律成立を歓迎した。有力紙『ラ・レプブリカ』は、「EU の共通農業政策の恩恵を蒙っているイタリアは農産物の自由な流通を妨げることはできないし、すべきではない」としつつも、「消費者が口にするものについての情報を与えなくてもよいのだろうか」と消費者保護の観点を前面に押し出して欧州委員会に理解を求めるなど、メディアでも、EU に義務付けを迫る論調が支配的であった。しかし、法律成立の1週間後に欧州委員会から、この法律を不適切と判断し、施行延期を申し入れる書簡がガラン大臣に届いた。判断の理由は、EU の食品安全指令との整合性に欠けるうえに、EU においてこれから方向を決めようとしている議論の多いこの問題に一層の混乱と緊張をもたらす、というものであった。

## EU における原産国表示問題の検討

実のところ、食品の原産国表示の義務付けを検討する動きは、世界的に広がりつつあり、EU においても、原産国表示義務導入をめぐる議論が始まっているのである。EU では、近い将来行われる共通農業政策の見直しとの関連において、食品の品質政策が重要な検討課題となっている。2010年3月に、欧州議会で、欧州議会イタリア選出議員ジャンカルロ・スコッタによる農産物の品質政策に関する報告書が採択され、このなかで、食品のトレーサビリティの確保や消費者の選択の観点から、食品の原産国表示の義務付けが提案された。欧州委員会は、報告に盛り込まれた諸提言の検討を開始したが、原産国表示の義務付けに対する考え方は、加盟国による温度差が大きく、結論を得るにはまだ時間がかかりそうである。イタリアの立法に対する EU のクレームも、そうした状況をも踏まえて行われたものであろう。

イタリア政府の対応は、今のところ不明である。いずれにしろ、この法律の第4条は、政府による食品別の実施命令が定められない限り、実質的な効果はない。

## 参考文献

・高橋梯二「EU の食品の品質政策の見直しについて」『明日の食品産業』410号, 2010.10, pp.28-33.